

自立支援教育訓練給付金

一般・特定一般教育訓練給付の対象講座

前橋市に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父（20歳未満の児童を養育）で、下記の要件に該当する方には、教育訓練の受講費用の一部を支給します。

- (1) 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている。
- (2) 雇用保険制度の一般及び特定一般教育訓練給付の対象講座のうち資格の取得を目的とする講座を受講する。（例：介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修・医療事務講座 等）
- (3) 過去に本給付金の支給を受けていない。

講座の指定申請前に必ずハローワークで雇用保険法の教育訓練給付金の受給資格の有無についてご確認ください。

講座申込後、開始後の【講座指定申請】は支給対象外です。

【支給内容】

① 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がない方

受講費用の80%相当額（上限25万円）

② 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方

受講費用の80%相当額（上限25万円）からハローワークからの給付金の支給額を差し引いた額

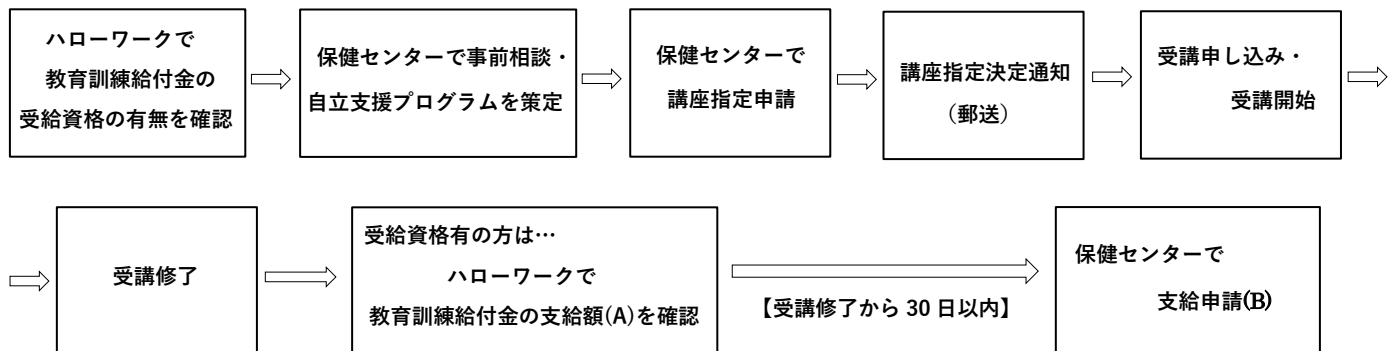
※①、②の算定額が1万6千円未満のときは支給されません。

受講費用（入学料・授業料）に対する支給割合

雇用保険受給資格	A ハローワークから支給	B 前橋市から支給	合計（A+B）
① 無し		80%	合計 80%
② 有り（一般）	20%	60%	合計 80%
② 有り（特定一般）	40%	40%	合計 80%

【申請から支給までの流れ】

※講座申込後、開始後の講座指定申請は支給対象外です。



☆『教育訓練給付金』の講座指定申請に必要なもの

教育訓練講座指定申請書

来所時にお渡ししますので、記入してください。

受講費用と受講期間がわかるパンフレット等

教育訓練給付金支給要件回答書

指定申請にお越しになる前に、ハローワークで受給資格の有無を確認し取得をお願いします。

マイナンバーカード（個人番号カード）

※追加で戸籍謄本の写し等の提出を求めることがあります。

そ の 他

- ・雇用保険制度の教育訓練給付指定講座は、下記ホームページで検索できます。
→ <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>
- ・指定申請時に「教育訓練講座証明書」の用紙をお渡ししますので、受講期間中に訓練機関で証明を受けてください。
- ・指定を受けた後、受講期間の延長など、指定内容に変更があった場合には必ずご連絡ください。変更届が必要になります。
- ・母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援は、事前相談、または講座指定申請時に行います。生活歴や家計の状況、資格取得後の就労計画等をお伺いし、プログラムを策定します。



問い合わせ

前橋市保健センター（前橋市朝日町三丁目36-17）

こども支援課 電話：027-220-5701